

浦安市指定通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（以下「実施規則」という。）の規定に基づき、浦安市指定通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、実施規則及び浦安市訪問介護相当サービスの運営基準等を定める要綱（平成30年10月1日市長決裁。以下「基準要綱」という。）の例による。

(従業者の員数)

第3条 指定通所型サービスAの事業を行う者として指定を受けた者（以下「指定通所型サービスAの事業者」という。）が行う当該指定に係る指定通所型サービスAの事業（以下「指定通所型サービスAの事業」という。）を行う事業所（以下「指定通所型サービスAの事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、介護職員とする。この場合において、介護職員の員数は、指定通所型サービスAの事業に係るサービスの単位ごとに、当該指定通所型サービスAの事業に係るサービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型サービスAの事業に係るサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービスAの事業に係るサービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

2 指定通所型サービスAの事業者は、指定通所型サービスAの事業の単位ごとに、前項の介護職員を、常時1人以上当該指定通所型サービスA

の事業に従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型サービスAの事業の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前3項の指定通所型サービスAの事業の単位は、指定通所型サービスA型サービス事業であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、浦安市指定通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、基準要綱の例による。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。